

令和7年度 就労継続支援B型 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(27)①及び②	2
2	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(27)③	3
3	サービス管理責任者の責務に関すること(就労継続支援B型計画の作成等)	指定特定相談支援事業者等に、就労継続支援B型計画を交付していない事例がありました。 就労継続支援B型計画を作成した際は、当該計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付してください。	都条例第155号第188条で準用する第54条第7項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第四の3(7)②ウ	1
4	勤務体制の確保	ハラスメント対策としての措置が講じられていませんでした。 事業所の方針の明確化・その周知啓発、相談体制の整備等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第56条第4項、障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第四の3(17)④	1
5	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。	都条例第155号第188条で準用する第90条第2項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第五の3(9)	1
6	利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用について、説明を行い、同意を得ていることが明確に確認できない事例がありました。 食事の提供に要する費用について、説明を行い、同意を得ていることを明確にしてください。	都条例第155号第188条で準用する第87条第1項、 都条例第155号第188条で準用する第144条第3項及び第5項、 都条例施行規則第175号第41条で準用する第26条、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第八の3(1)②	1
7	欠席時対応加算	欠席時対応加算の算定に当たり、契約日以前に当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう就労継続支援B型サービス費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第14の9の注、 障発第1031001号第二の3(5)⑬で準用する第二の2(6)⑩	1

令和7年度 就労継続支援B型 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
8	給付費の算定等 (就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ))	新規に指定を受けた事業所における就労継続支援B型サービス費を支援の提供を開始してから6月間、平均工賃月額が10,000円未満の単位で算定していませんでした。 適切な算定となるよう就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第14の1のイ(1)、 障発第1031001号第二の3(5)②(一)ア(ア) 及び(三)	1
9	医療連携体制加算Ⅲ	医療連携体制加算Ⅲの算定に当たり、看護職員の訪問している時間の記録等がなく、看護職員が利用者に対して看護を行っている時間が明確に確認できませんでした。 当該加算ⅠからⅢについては、事業所に看護職員を訪問させ、利用者に対して看護を行った時間により、いずれかを算定するため、算定根拠が明確になるよう記録してください。	厚労告第523号別表第14の10、 障発第1031001号第二の3(5)⑭で準用する 第二の2(7)⑯(一)イ	1